

府中市障害者等地域自立支援協議会の役割等について

1 自立支援協議会の法的位置付け

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（令和6年4月1日改正）

- 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。
- 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（令和6年4月1日改正）
- 3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。（令和6年4月1日新設）
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。（令和6年4月1日新設）
- 5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（令和6年4月1日新設）
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

2 自立支援協議会の役割

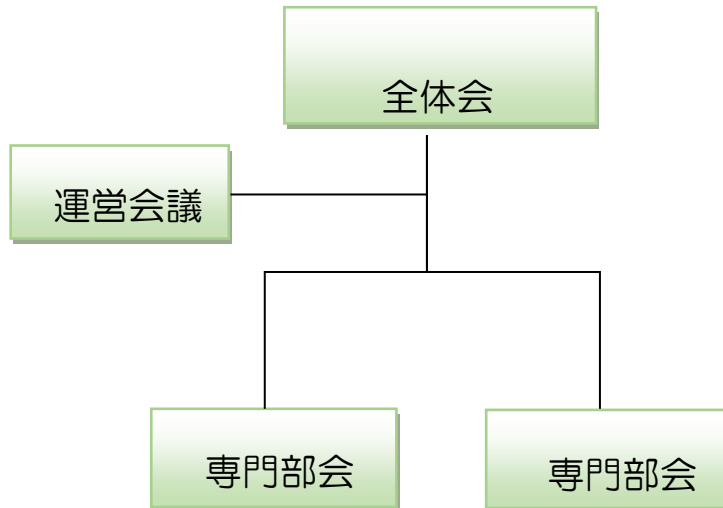
- ・ 障害のある人が安心して自立した暮らしが送れるように関係者が課題を共有し、支援体制の整備について協議する場
- ・ 協議会を構成する委員が相互に連携し、それぞれの専門性を活かしながら、地域の実情に応じた提案をする場

⇒ 行政と関係機関が協働して地域の課題解決に向けて取り組む場であり、行政が協議会に対して一方的に報告する場ではなく、また、協議会は行政に対して陳情・要望する場でもないという位置付け

3 府中市障害者等地域自立支援協議会における検討経過

第9期府中市障害者等地域自立支援協議会答申書を参照

4 本協議会の構成



【全体会】

協議会としての意思決定を行う（規則上定められる18名以内の委員）。

【専門部会】

個別の課題について協議検討を進める場

（18名以内の委員のほか、必要に応じオブザーバーを招致）

【運営会議】

全体会、専門部会の運営に際し、必要な調整等を行う場

（委託相談支援事業所からの委員、正副会長、事務局）

5 懇話会について

本協議会委員以外の障害当事者、障害福祉団体、障害福祉サービス提供事業者等の関係者を招き、特定の事項等に関する意見を広く聞く機会を設けること。

6 本協議会に期待されること

参加者が意欲を持って会議に参加し、府中市の障害福祉における課題の解決に向け、専門部会の協議・検討を中心に協働すること。